

## 議員提出議案一覧表（決議）

### 議員提出議案第21号

#### アウガ問題の調査に関する決議（否決）

##### 1 調査事項

本議会は、地方自治法第100条の規定により、次の事項について調査するものとする。

（1）アウガが経営破綻に陥るに至るまでの行政関係等の関与の状況調査

##### 2 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第109条及び委員会条例第6条の規定により委員10人からなる「アウガ問題調査特別委員会」を設置して、これに付託するものとする。

##### 3 調査権限

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項及び同法第98条第1項の権限を上記特別委員会に委任する。

##### 4 調査期限

上記特別委員会は、1に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

##### 5 調査経費

本調査に要する経費は、本年度においては、100万円以内とする。

以上、決議する。

平成29年6月30日

---

### 議員提出議案第22号

#### 大矢保議長の辞職勧告決議（可決）

大矢保議長は、平成29年7月5日の議会運営委員会において会期がまとまらなかったのかかわらず、その後、各会派の調整をすることも行わなかった。

さらに、これまで何度か辞職願を提出し、そのたびに議会の混乱を招き、さきの6月議会においては、自身の不穏当な発言により全国的にも珍しい、議長が懲罰を受ける事態に至った。

各会派の調整をすることもせず、議会混乱の終結に動こうとしない大矢保議長のもとでは正常な議会運営はできないものとする。

よって、大矢保議長の辞職を勧告する。

以上、決議する。

平成29年7月10日

---

### 議員提出議案第23号

#### アウガ問題の調査に関する決議（可決）

##### 1 調査事項

本議会は、地方自治法第100条の規定により、次の事項について調査するものとする。

（1）アウガ問題に関する調査特別委員会で疑義の残った事項

(2) アウガが経営破綻に陥るに至るまでの行政関係等の関与の状況調査

2 特別委員会の設置

本調査は、地方自治法第109条及び委員会条例第6条の規定により委員10人からなる「アウガ問題調査特別委員会」を設置して、これに付託するものである。

3 調査権限

本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項及び同法第98条第1項の権限を上記特別委員会に委任する。

4 調査期限

上記特別委員会は、1に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

5 調査経費

本調査に要する経費は、本年度においては、100万円以内とする。

以上、決議する。

平成29年7月10日

---

**議員提出議案第24号**

**竹山美虎副議長に対する辞職勧告決議（可決）**

平成29年第1回定例会及び第2回定例会において議長が辞職願を提出するなど議会在が混乱する中、みずから各会派の調整もせず、大矢保議長に対しても各会派の調整をするよう働きかけることもなかった。

よって、竹山美虎副議長に対し、副議長不適格と判断し、副議長の辞職を勧告する。

以上、決議する。

平成29年7月11日

---